

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 6 月 3 0 日
契 約 業 者 名	(株) 竹中道路 東京本店
契 約 業 者 の 住 所	江東区新砂 1 - 3 - 3
工 事 の 名 称	R 6 国道 2 4 6 号伊勢原電線共同溝路面復旧工事
工 事 場 所	自) 神奈川県伊勢原市下糟屋地先 至) 神奈川県伊勢原市伊勢原 3 丁目
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要	【変更概要】本工事については、下記の工種について変更するものとする。 道路土工 一式 舗装工 一式 縁石工 一式 構造物撤去工 一式 道路照明設備工 一式 仮設工 一式
工 期 (自)	令和 6 年 9 月 9 日
工 期 (至)	令和 7 年 9 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 2 6 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	2 4 , 4 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 5 1 , 0 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 道路土工 ・現地調査の結果、建設発生土について当初予定していた搬出先の受入基準に適合しないため、搬出先の変更が生じ、残土処理工を増工する。 2. 舗装工 ・現地調査の結果、施工範囲の変更が生じたため、排水性舗装工、切削オーバーレイ工及びブロック舗装工を増工する。 3. 縁石工 ・現地調査の結果、地先境界ブロックの未設置箇所があるため、縁石工を追加する。 4. 構造物撤去工 ・現地調査の結果、当初想定していなかったコンクリート構造物が確認されたため構造物取壊し工及び運搬処理工を増工する。 5. 道路照明設備工 ・現地調査の結果、電柱共架している照明灯を単独柱タイプへ変更するため、道路照明設備設置工を追加する。 6. 仮設工 ・関係機関との協議の結果、及び上記工種の変更に伴い、交通管理工を増工する。 7. 工期 ・上記内容の変更により、令和 7 年 9 月 3 0 日までとする。